

令和2年4月27日
15時30分 入札室

第11回高岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 1 大型連休中における臨時窓口の開設について
- 2 緊急事態措置の期限延長等があった場合の対応について
- 3 その他

大型連休中における臨時窓口の開設について

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動や市民生活にお困りのみなさまのご相談等に迅速にお応えするため、大型連休中において臨時窓口を開設いたします。

【臨時窓口の開設日】

4月29日（水・祝）、5月2日（土）～6日（水・振）

の午前10時～午後4時

【開設場所、相談内容、必要書類】

開設場所	相談内容・必要書類
産業企画課 （本庁舎4階） 電話 20-1311	(1)セーフティネット保証等の認定申請書の受付 (2)制度融資等に関する金融相談全般 ※同期間に、高岡商工会議所で「GW 特別経営相談窓口」を開設
	認定申請のための必要書類 ①認定申請書 ②売上高等の実績を示す根拠資料 ③法人登記事項証明書の写、確定申告書の写など事業実態の所在地がわかる書類
社会福祉課 （本庁舎1階） 電話 20-1368	(1)生活福祉資金の貸付相談・申込受付（社会福祉協議会） (2)生活困窮（住居確保給付金）に関する相談・申請受付 (3)生活保護に関する相談・申請受付
	(1)の貸付けを申し込むための必要書類 ①実印（印鑑登録証は不要） ※無ければ認印でも受付可 ②本人名義の通帳 ③住民票の写し（世帯員全員が記載されたもの） または健康保険証の写し（世帯全員分） ④所得の減少がわかる書類（例：直近3ヶ月程度の給与明細など） ⑤本人の顔写真付きの身分証明（運転免許証など） ⑥世帯員に要介護者がいる場合は、その世帯員の介護保険証の写し

※お越しになる際は、できる限りマスクの着用をお願いいたします。

担当：高岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
Tel 20-1229（内線 2307）